

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 5 月 29 日 (金) 第 723 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 (毎 週 火、金)

## 目 次

(※については例規集掲載事項)  
ページ

### 公 安 委 員 会 規 則

- 鹿 児 島 県 警 察 の 組 織 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (警 務 課 取 扱 い) 1
- 風 俗 営 業 等 の 規 制 及 び 業 務 の 適 正 化 等 に 関 す る 法 律 等 に 基 づ く 行 政 処 分 に 関 す る 規 則  
の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (生 活 安 全 企 画 課 取 扱 い) 1
- 自 動 販 売 機 に よ る 利 用 カ ー ド の 販 売 の 届 出 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)  
(人 身 安 全 ・ 少 年 課 取 扱 い) 2

## 公 安 委 員 会 規 則

鹿 児 島 県 警 察 の 組 織 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 8 年 5 月 29 日

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 委 員 長 鱧 野 孝 清

### 鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 規 則 第 14 号

鹿 児 島 県 警 察 の 組 織 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 警 察 の 組 織 に 関 す る 規 則 (平 成 6 年 鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 規 則 第 13 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 10 条 第 5 号 中 ケ を コ と し、オ から ク ま で を カ から ケ ま で と し、エ の 次 に 次 の よ う に 加 え る。

オ 盗 難 特 定 金 属 製 物 品 の 処 分 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 (令 和 7 年 法 律 第 75 号。生 活 環 境 課 の 所 掌 に 属 す る も の を 除 く。)

第 10 条 第 6 号 イ 中 「放 射 性 同 位 元 素 等 に よ る 放 射 線 障 害 の 防 止 に 関 す る 法 律」を 「放 射 性 同 位 元 素 等 の 規 制 に 関 す る 法 律」に 改 め る。

第 12 条 第 3 号 中 「配 偶 者 か ら の 暴 力 の 防 止 及 び 被 害 者 の 保 護 に 関 す る 法 律」を 「配 偶 者 か ら の 暴 力 の 防 止 及 び 被 害 者 の 保 護 等 に 関 す る 法 律」に 改 め る。

第 26 条 第 5 号 ク 中 「外 国 為 替 及 び 外 国 貿 易 管 理 法」を 「外 国 為 替 及 び 外 国 貿 易 法」に 改 め る。

#### 附 則

こ の 規 則 は、令 和 8 年 6 月 1 日 か ら 施 行 す る。

風 俗 営 業 等 の 規 制 及 び 業 務 の 適 正 化 等 に 関 す る 法 律 等 に 基 づ く 行 政 処 分 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 8 年 5 月 29 日

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 委 員 長 鱧 野 孝 清

### 鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 規 則 第 15 号

風 俗 営 業 等 の 規 制 及 び 業 務 の 適 正 化 等 に 関 す る 法 律 等 に 基 づ く 行 政 処 分 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

風 俗 営 業 等 の 規 制 及 び 業 務 の 適 正 化 等 に 関 す る 法 律 等 に 基 づ く 行 政 処 分 に 関 す る 規 則 (平 成 17 年 鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 規 則 第 20 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第1条中「及び探偵業の業務の適正化に関する法律」を「、探偵業の業務の適正化に関する法律」に改め、「探偵業法」という。）の次に「及び盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号。以下「金属盗対策法」という。）」を加える。

第2条中「第15条の」を「第15条並びに金属盗対策法第11条及び第12条の」に改める。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

.....

自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月29日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

**鹿児島県公安委員会規則第16号**

自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する規則の一部を改正する規則

自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する規則（平成8年鹿児島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記第7号様式中「6歳以上」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に表示されている改正前の自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する規則別記第7号様式による青少年の購入を禁ずる旨の表示は、改正後の自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する規則別記第7号様式による青少年の購入を禁ずる旨の表示とみなす。